

第102回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年6月24日(金曜日)午前10時

開催場所 香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1
四国化成工業株式会社 本社6階ホール

決議事項 第1号議案 吸収分割契約承認の件
第2号議案 定款一部変更の件(1)
第3号議案 定款一部変更の件(2)
第4号議案 取締役12名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件

目次	第102回定時株主総会招集ご通知	1
	事業報告	5
	連結計算書類	19
	計算書類	21
	監査報告書	23
	株主総会参考書類	29
	第1号議案 吸収分割契約承認の件	29
	第2号議案 定款一部変更の件(1)	41
	第3号議案 定款一部変更の件(2)	43
	第4号議案 取締役12名選任の件	46
	第5号議案 補欠監査役1名選任の件	53

【新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせ】

※当社株主総会における新型コロナウイルス感染症への対応の詳細を、下記当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

<https://www.shikoku.co.jp/news>



四国化成

証券コード:4099

株 主 各 位

香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1

四国化成工業株式会社

代表取締役社長 兼 C.E.O. 田中 直人

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使方法についてのご案内」（3頁～4頁）に従って、2022年6月23日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|--------------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2022年6月24日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1
四国化成工業株式会社 本社6階ホール |
| 3. 会議の目的事項
報告事項 | | 1. 第102期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第102期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類報告の件 |

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 吸収分割契約承認の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件（1） |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件（2） |
| 第4号議案 | 取締役12名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.shikoku.co.jp>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」及び「株式会社の支配に関する基本方針」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- したがいまして、本添付書類は、監査役が監査報告書を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.shikoku.co.jp>) に掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

議決権（当社の経営に参加いただける権利）をご行使ください。

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただける重要な権利です。以下のいずれかの方法をご参照のうえ、是非ともご行使いただきますようお願い申し上げます。

書面（郵送）により議決権を行使される方



行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時到着分まで

郵送で事前に議決権をご行使いただけます。
同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご記入のうえ切手を貼らずにご投函ください。
（ご捺印は不要です）

インターネットにより議決権を行使される方



行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

（詳細は、次頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。）

株主総会にご出席いただける方



開催日時 2022年6月24日（金曜日）午前10時

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。（ご捺印は不要です）

● 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- ◎ 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ◎ インターネット等により複数回数、又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

● インターネットによる議決権行使に際しては、次の事項も併せてご確認ください。

- ◎ 株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合がありますのでご注意ください。
- ◎ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。
- ◎ パスワードは、投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。本総会終了まで大切に保管願います。なお、パスワードのお電話等によるご照会には、お答えいたしかねます。
- ◎ パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。この場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

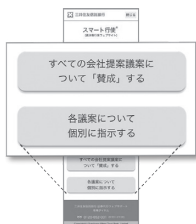
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

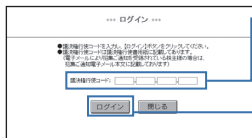
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

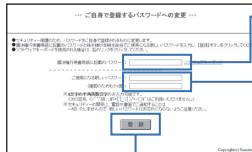
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行
ウェブサポート

専用
ダイヤル



0120-652-031

(午前9時～午後9時)

その他の
ご照会



0120-782-031

(平日午前9時～午後5時)

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、9月30日の緊急事態宣言解除以降、一旦は持ち直しの動きが見られたものの、年明けからのオミクロン株の感染急拡大以降、ワクチン接種の遅れや自動車産業を中心とする生産制約の影響等により、緩慢な回復に留まりました。海外経済は、欧米を中心に持ち直しが続いていますが、半導体をはじめとする供給制約の長期化、ロシアのウクライナ侵攻により加速するエネルギー・資源高、世界的なコンテナ不足や海上運賃の高騰に起因する物流コスト上昇等の影響がグローバルに深刻化しており、今後の経済の見通しは極めて不透明となっています。

このような状況下、当連結会計年度の当社グループの売上高は541億37百万円（前年同期比9.2%の増収）、営業利益は84億0百万円（前年同期比13.5%の増益）、経常利益は92億91百万円（前年同期比16.2%の増益）、親会社株主に帰属する当期純利益は68億78百万円（前年同期比19.4%の増益）と、いずれも前年を上回りました。また、売上高及び営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも過去最高を記録し、世界経済のコロナ禍からの回復を背景に高い水準となりました。

② 事業別概況

<化学品事業>

(無機化成品)

ラジアルタイヤ向け原料である不溶性硫黄は、半導体不足による自動車生産の落ち込みの中でも、市販用タイヤや産業車両用タイヤの底堅い需要を受け、販売は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた前年を大きく上回りました。レーヨン・セロハン向けの二硫化炭素や、浴用剤・合成洗剤向けの無水芒硝は、コロナ禍からの反動増で前年を上回りました。

(有機化成品)

殺菌消毒剤塩素化イソシアヌル酸は、国内市場は、学校のプール授業一部再開によるプール薬剤の販売回復等により、前年を上回りました。米国市場は、経済状態の回復や巣ごもり需要等により需給がひっ迫しており、資源価格や物流コストの高騰を価格転嫁するなど採算性の改善を図り、収益性が大きく向上しました。

（ファインケミカル）

プリント配線板向けの水溶性防錆剤タフエースは、世界的なエレクトロニクス市場の成長を背景に、堅調に推移しました。エポキシ樹脂硬化剤（イミダゾール類）や樹脂改質剤（グリコールウリル誘導体等）、半導体プロセス材料を中心とする機能材料も、電子部品用途の需要が伸長し、前年を上回りました。

この結果、化学品事業の売上高は349億95百万円（前年同期比17.2%の増収）、セグメント利益は75億45百万円（前年同期比33.2%の増益）と、いずれも前年を上回りました。

<建材事業>

新設住宅着工戸数はやや持ち直しの傾向が見られたものの、公共事業や民間企業の設備投資は、消費マインドの低迷や先行き不透明感を背景に、先送りや様子見基調が続いており、壁材、エクステリアともに販売は低調に推移しました。また、アルミ地金をはじめとする原材料価格の高騰により収益性が低下しました。

この結果、建材事業の売上高は179億61百万円（前年同期比4.3%の減収）、セグメント利益は25億76百万円（前年同期比26.5%の減益）と、いずれも前年を下回りました。

〔事業別売上高〕

（単位：百万円）

		第101期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで		第102期（当連結会計年度） 2021年4月1日から 2022年3月31日まで		前期比 増減率 （%）
		売上高	構成比（%）	売上高	構成比（%）	
化学 品事 業	無機化学品	10,435	21.0	12,192	22.5	16.8
	有機化学品	10,709	21.6	13,023	24.0	21.6
	ファインケミカル	8,705	17.6	9,778	18.1	12.3
	（計）	29,850	60.2	34,995	64.6	17.2
建 材 事 業	壁材	1,475	3.0	1,395	2.6	△5.4
	エクステリア	17,285	34.9	16,565	30.6	△4.2
	（計）	18,760	37.8	17,961	33.2	△4.3
その他の事業		979	2.0	1,181	2.2	20.7
（合計）		49,590	100.0	54,137	100.0	9.2

（2）設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、35億99百万円（無形固定資産を含む）であります。主なものは、ファインケミカル製造設備の増強及び塩素化イソシアヌル酸製造設備の増強であります。

(3) 資金調達の様況

重要な資金調達はありませぬ。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、新たなステージへの飛躍を指し、2030年を見据えた長期ビジョン「Challenge 1000」を策定、2020年4月よりこれに沿った積極経営を推進しております。

変わらぬ企業理念「独創力」のもと、2030年にありたい姿として、「独創力で、“一歩先行く提案”型企業へ」を掲げ、独創的なアイデアで社会課題を解決し、世界をリードする企業となることを指してあります。

「Challenge 1000」では、長期的視点に立った成長戦略の実行による飛躍的な成長を指し、2030年に達成すべき財務目標として、売上高1,000億円、営業利益150億円、ROE10%以上を掲げ、グループ一丸となり取り組んであります。

さらに、良き企業市民として、顧客、従業員、株主、そして社会に貢献していくこととした「四方よし」を企業の活動方針としています。お客様には「一歩先の価値」を、従業員には「挑戦と成長」を、株主の皆様にはより一層の「利益還元」を、そして、社会には「より良い明日」を届けることにより、ステークホルダーの皆様に貢献してまいります。

また、レスポンシブル・ケアによる環境保全に加え、さらなる社会課題の解決に向け、国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献してまいります。

「Challenge 1000」の実行にあたっては、2030年までの10年間を「STAGE 1」、「STAGE 2」、「STAGE 3」の3つのステージに分けてあります。2020年4月より開始した「STAGE 1」においては、全社変革方針の実行による事業基盤の強化を推し進めるとともに、事業変革方針として、これまでの「お客様のご要望起点」のスタイルから、「四国化成からの提案起点」のスタイルへの変革を掲げ、各事業が持つ強みをさらに高め、世界中のお客様や社会の課題解決のために、いかに先回りした提案ができるかを追求してあります。

具体的な取組みとして、化学品事業ではコロナ禍を背景とする衛生意識の高まりに対応し、塩素剤を主成分とする家庭用品や医療介護向け製品の開発・販売や、半導体プロセス材料など最先端の電気・電子材料の高機能化に貢献する「機能材料製品群」、そして5G（第5世代移動通信システム）時代の業界標準を目指す電子化学材料「GliCAP」など、近年の研究開発成果をさらに展開し、上記方針に沿った新しい提案に意欲的に取り組んであります。建材事業では市場ニーズを先取りする独創的な商品をはじめ、高付加価値商品を継続的に投入することで、適正な利益水準の確保を前提とした事業規模の拡大に取り組んであります。

当社グループは、さらなる持続的な成長を指して、「全員参加型」による「積極経営」を進め、世界の持続可能な発展に貢献する企業集団となることを指してあります。

なお、当社グループはグループ長期ビジョン「Challenge 1000」の達成に向け、2023年1月1日から持株会社体制へ移行する予定であり、新事業会社での円滑な事業運営に向けた準備を進めております。

持株会社体制への移行により分社化される各事業会社に対して大胆に権限移譲することで、意思決定を迅速化するとともに、生産・販売・開発の機能別組織を垂直的に統合し、組織をさらに一体化・緊密化し、一貫性を持った戦略の遂行を実現します。また、ガバナンス体制、本社部門の役割を再定義することで、企業統治構造のより一層の明確化や業務の効率化を図ってまいります。さらに、持続的な経営力強化に向けて自律性を持った事業会社の運営の中で、将来の経営人材育成を推進します。

これらの取組みにより、経営のさらなる強化を図るとともに、変化の速い事業環境への対応、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた脱炭素化の取組みなど、山積する経営課題を着実に解決してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 99 期 2019年3月期	第 100 期 2020年3月期	第 101 期 2021年3月期	第 102 期 2022年3月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	52,813	51,564	49,590	54,137
経常利益 (百万円)	8,431	8,022	7,997	9,291
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	5,397	5,610	5,760	6,878
1株当たり当期純利益 (円)	92.39	96.92	103.27	125.52
総資産額 (百万円)	92,191	100,896	107,344	113,805
純資産額 (百万円)	70,370	71,647	76,566	80,908
1株当たり純資産額 (円)	1,191.07	1,241.76	1,360.26	1,487.55

- (注) 1. 第99期は、米国市場の市況回復を受け増収となりましたが、原材料費の高騰や特別損失の発生により減益となりました。
 2. 第100期は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により減収となりましたが、特別損失の減少により増益となりました。
 3. 第101期は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により減収となりましたが、特別利益の増加により増益となりました。
 4. 第102期（当連結会計年度）については、前述の「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
 5. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
シコク景材株式会社	98	100.0	エクステリア製品の製造
シコク景材関東株式会社	50	100.0	エクステリア製品及びアルミシャッターの製造
SHIKOKU INTERNATIONAL CORPORATION	千米ドル 700	100.0	化学品の販売
日本硫炭工業株式会社	400	73.7	無機化成品の製造及び販売
シコク興産株式会社	90	100.0	工場内での受託作業

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	主要製品
化学品事業	無機化成品 <ul style="list-style-type: none"> ・二硫化炭素（レーヨン・セロハン向け原料） ・不溶性硫黄（ラジアルタイヤ向け原料） ・無水芒硝（浴用剤・合成洗剤向け原料）
	有機化成品 <ul style="list-style-type: none"> ・塩素化インシアヌル酸（殺菌消毒剤）
	ファインケミカル <ul style="list-style-type: none"> ・タフエース（プリント配線板向け水溶性防錆剤） ・イミダゾール類（エポキシ樹脂硬化剤用途など）
建材事業	壁材 <ul style="list-style-type: none"> ・内装・外装壁材 ・舗装材
	エクステリア <ul style="list-style-type: none"> ・門扉 ・フェンス ・車庫 ・シャッター
その他の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システム ・ファーストフード販売 ・その他

(8) 企業集団の主要拠点等 (2022年3月31日現在)

四国化成工業株式会社

本社	香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1
支社	幕張支社(千葉県美浜区)、大阪支社(大阪府吹田市)
工場	丸亀工場(香川県丸亀市) 徳島工場-北島事業所(徳島県板野郡北島町) 徳島工場-吉成事業所(徳島県徳島市)
研究所	R&Dセンター(香川県綾歌郡宇多津町)
営業所	東北・北海道営業部(仙台市泉区) 首都圏営業部(千葉県美浜区、埼玉県比企郡嵐山町) 中部営業部(名古屋市名東区、静岡市駿河区) 近畿・北陸営業部(大阪府吹田市) 中国営業部(広島市中区) 四国営業部(香川県仲多度郡多度津町) 九州営業部(福岡市博多区)
駐在員事務所	深セン駐在員事務所(中国広東省深セン市) 台湾代表人事務所(台湾桃園市) シンガポール支店(シンガポール共和国)
物流拠点	四国配送センター(香川県仲多度郡多度津町) 関東物流センター(埼玉県比企郡滑川町)

シコク景材株式会社

本社	香川県仲多度郡多度津町
工場	多度津工場(香川県仲多度郡多度津町) 鳴門工場(徳島県鳴門市)

シコク景材関東株式会社

本社	香川県丸亀市
工場	嵐山工場(埼玉県比企郡嵐山町)

日本工機株式会社

本社	香川県三豊市
工場	高瀬工場(香川県三豊市)

SHIKOKU INTERNATIONAL CORPORATION

本社	米国カリフォルニア州
----	------------

日本硫炭工業株式会社

本社	香川県丸亀市
工場	大分工場(大分県大分市)

シコク興産株式会社
 本社 香川県丸亀市
 営業所 丸亀事業所（香川県丸亀市）、徳島事業所（徳島県板野郡北島町）

シコク・システム工房株式会社
 本社 香川県丸亀市

シコク環境ビジネス株式会社
 本社 香川県丸亀市

シコク分析センター株式会社
 本社 香川県丸亀市

シコク・フーズ商事株式会社
 本社 香川県丸亀市
 店舗 香川県丸亀市（1ヶ所）、香川県綾歌郡宇多津町（1ヶ所）
 香川県高松市（2ヶ所）

シコク・フーズ保険サービス株式会社
 本社 香川県丸亀市

四国化成（上海）貿易有限公司
 本社 中国上海市

(9) 企業集団の従業員の状況（2022年3月31日現在）

事業区分	化学品事業	建材事業	その他の事業	全社（共通）	合計
従業員数(名)	537 [60]	581 [55]	36 [1]	56 [17]	1,210 [133]

(注) 1. 従業員数は、前期末比16名増加しております。なお〔 〕内には臨時従業員を記載しております。
 2. 臨時従業員は、就業時間が不定期なものを除いております。

(10) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）があるときの権限の行使に関する方針

当社は、株主還元の基本方針として、2030年度に至る長期ビジョン「Challenge 1000」の期間中において「連結業績を基準として、配当性向30%、総還元性向50%」を目指します。

株主の皆様に対するより一層の利益還元重点をおいた経営を行うことにより、当社の活動方針である「四方よし」を実現してまいります。

当社は、さらなる持続的な成長を目指して、「全員参加型」による「積極経営」を進め、世界の持続可能な発展に貢献する企業集団となることを目指してまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針とし、会社法第459条第1項の規定に基づき、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当連結会計年度における年間配当金は1株当たり24円、すでに実施済みの中間配当金（12円）を差し引き、期末配当金は1株当たり12円とすることに決定いたしました。

この結果、連結における当期の配当性向は19.1%、自己資本当期純利益率は8.8%、純資産配当率は1.7%となります。

内部留保資金の使途につきましては、中長期的な経営戦略に基づく効率的な設備投資、研究開発投資等の資金需要に備えるとともに自己資金の充実も念頭に置き計画しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 235,850,000株
- (2) 発行済株式の総数 53,953,050株
(自己株式数65,513株を除く)
- (3) 株主数 3,986名
- (4) 上位10名の株主の状況

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日 清 紡 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	5,580	10.34
シ コ ク 共 栄 会	4,474	8.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,419	8.19
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	3,295	6.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・株式会社百十四銀行口)	2,640	4.89
株 式 会 社 香 川 銀 行	2,500	4.63
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	2,346	4.34
株 式 会 社 伊 予 銀 行	1,500	2.78
株 式 会 社 中 国 銀 行	1,000	1.85
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	947	1.75

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (65,513株) を控除して計算しております。
2. 上記自己株式には、株式報酬制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式140,275株は含まれておりません。
3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・株式会社百十四銀行口) の持株数には、株式会社百十四銀行が自己名義で保有している300千株を含めて記載しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く。)	4,925株	1名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (4)取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田 中 直 人	C.E.O.（最高経営責任者） 日本硫炭工業株式会社 代表取締役会長
取締役	松 原 純	化学品営業本部長 日本硫炭工業株式会社 代表取締役社長
取締役	渡 邊 充 範	企画本部長
取締役	濱 崎 誠	生産・技術本部長
取締役	眞 鍋 宣 訓	事業推進本部長
取締役	遠 所 裕	建材事業本部長
取締役	平 尾 浩 彦	化学品研究・開発本部長
取締役	原 田 秀 逸	
取締役	馬 詰 憲 彦	ニッセイ保険エージェンシー株式会社 代表取締役社長
取締役	古 澤 実	
取締役	森 清	
常勤監査役	片 山 和 彦	
常勤監査役	田 邊 賢 次	
監査役	西 原 孝 治	N J コンポーネント株式会社 代表取締役社長
監査役	籠 池 信 宏	

- (注) 1. 取締役のうち原田秀逸氏、馬詰憲彦氏、古澤実氏及び森清氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役のうち西原孝治氏及び籠池信宏氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 取締役のうち原田秀逸氏、馬詰憲彦氏、古澤実氏及び森清氏、監査役のうち西原孝治氏及び籠池信宏氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 4. 監査役のうち籠池信宏氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 2022年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

役 名	氏 名	役 名	氏 名
C.E.O.（最高経営責任者）	田 中 直 人	執行役員	遠 所 裕
常務執行役員	松 原 純	執行役員	平 尾 浩 彦
常務執行役員	渡 邊 充 範	執行役員	井 出 浩 孝
執行役員	濱 崎 誠	執行役員	池 田 雄 一
執行役員	眞 鍋 宣 訓		

(2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役原田秀逸氏、馬詰憲彦氏、古澤実氏及び森清氏、社外監査役西原孝治氏及び籠池信宏氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び当社国内子会社の取締役、監査役及び執行役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害等を填補することとしております（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当する場合を除く。）。なお、被保険者は保険料を負担しておりません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア 決定方針の決定の方法

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め、社外取締役がその過半数を構成する任意の諮問委員会（以下、「指名・報酬委員会」といいます。）において決議する内容を審議し、取締役会に答申しております。

イ 決定方針の内容の概要

・ 基本方針

取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成する。その割合は、基本報酬：業績連動報酬：株式報酬＝概ね75：15：10程度とする。また、社外取締役の報酬は、基本報酬のみで構成する。

・ 基本報酬の個人別報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、役位による月例の固定報酬とし、世間水準等を考慮して決定する。

・ 業績連動報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、短期的インセンティブの金銭報酬とし、役位別の標準額をベースに、当社の連結売上高、連結営業利益等の年度業績、職務執行の状況及び貢献度等の定性的評価を考慮して決定し、月例で支給する基本報酬と合わせて支給する。

・ 非金銭報酬等の内容及び数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、中長期インセンティブの株式報酬とし、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、信託を用いた株式報酬制度とする。

本制度では、1株を1ポイントとして、役位別の標準ポイントに加え、業績に基づく客観的かつ明確な評価指標である連結営業利益を業績指標として、対前年度比達成率をベースにした一定の係数に応じて変動するポイントを付与する。なお、各取締役への株式交付は退任時とする。

- ・ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
 基本報酬及び業績連動報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内で、取締役会決議に基づきC.E.O.（最高経営責任者）に委任する。その権限内容は、各取締役への配分基準及び個人別支給額の決定とする。株式報酬については、株式報酬制度に基づき決定される。
 なお、C.E.O.（最高経営責任者）への権限の委任にあたっては、指名・報酬委員会の審議を経るものとする。指名・報酬委員会の権限、運営等の事項は、指名・報酬委員会規程に定めており、C.E.O.（最高経営責任者）を委員長として、役員報酬に関する基本方針、報酬枠、報酬額等の内容について審議し、取締役会に答申する。
- ウ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の決定にあたって、基本報酬及び業績連動報酬については指名・報酬委員会の答申を経たうえで代表取締役社長兼C.E.O.（最高経営責任者）へ委任し、その権限の範囲内で各取締役の報酬等が決定されており、また株式報酬は株式報酬制度に基づき決定されていることから、取締役の個別の報酬等の内容が上記決定方針に沿うものであると判断しております。

②監査役の報酬等に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬等の決定に関する基本方針は監査役会で定めており、その概要は下記のとおりであります。

- ・ 監査役の報酬は、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において決定する。
- ・ 各監査役の報酬は、監査役の協議により決定する。
- ・ 業績連動報酬等は支給しない。

③当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	人 数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役	14名	228百万円	162百万円	41百万円	23百万円
（うち社外取締役）	（6名）	（33百万円）	（33百万円）	（-）	（-）
監査役	5名	39百万円	39百万円	-	-
（うち社外監査役）	（2名）	（13百万円）	（13百万円）	（-）	（-）

- (注) 1. 2013年6月25日開催の第93回定時株主総会において決議された取締役の報酬額は年額280百万円以内（ただし、使用人分給とは含まない。）、監査役の報酬額は年額55百万円以内であります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役1名）、監査役の員数は4名（うち社外監査役2名）であります。
2. 前記1.とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）の報酬として、2019年6月25日開催の第99回定時株主総会において、信託を用いた株式報酬（株式取得資金として、2019年6月から2024年6月の定時株主総会終結日が属する月までの5年間にわたり、450百万円を上限に拠出する。）を決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は8名であります。
3. 上記には、2021年6月24日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名（うち社外取締役2名）及び監査役1名を含んでおります。
4. 上記の額には、株式給付引当金として、当事業年度に費用計上した額が含まれております。
5. 当社は、2013年5月24日開催の取締役会において取締役及び監査役に対する退職慰労金を廃止する決議を行いました。また、これに伴い、同年6月25日開催の第93回定時株主総会において、重任された取締役及び在任中の監査役に対し、退職慰労金の打ち切り支給することを決議いたしました。なお、支給時期は当該役員退任時としております。

6. 業績連動報酬等は、取締役の短期的インセンティブとするため、役位別の標準額をベースに、当社の連結売上高、連結営業利益等の年度業績を業績指標とし、職務執行の状況及び貢献度等の定性的評価を考慮して算定し、支給しております。上記業績指標を選定した理由は、取締役の短期的インセンティブのため、取締役の報酬と当社の短期的な業績の向上との間に連動性を設けるにあたり、適切な指標であると判断したためであります。なお、当事業年度を含む上記業績指標の推移は、「1. (5)財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。
7. 非金銭報酬等の内容は、「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2. (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
8. 当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長兼C.E.O.（最高経営責任者）田中直人が取締役の個人別の報酬額の一部につき、その具体的内容を決定しております。当該委任された権限の内容は、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内における、各取締役への配分基準及び個人別支給額の決定であります。これらの権限を代表取締役社長兼C.E.O.（最高経営責任者）に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案したうえで、各取締役の担当する部門の業績等や各取締役に期待される役割に対しその行った職務について適切な評価を行うには、代表取締役社長兼C.E.O.（最高経営責任者）による決定が適していると判断したためであります。なお、権限の委任にあたっては、指名・報酬委員会が、その審議を経たうえで、取締役会に咨申しております。

(5) 社外役員に関する事項

①取締役 原田秀逸氏、馬詰憲彦氏、古澤実氏、森清氏

ア 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

馬詰取締役は、ニッセイ保険エージェンシー株式会社の代表取締役社長を兼務しておりますが、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

イ 主要取引先等特定関係事業者との関係

なし

ウ 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会に対して、原田取締役は取締役会14回すべてに、馬詰取締役、古澤取締役、森取締役は社外取締役就任後に開催された取締役会10回すべてにそれぞれ出席し、経営全般にわたり必要な意見、発言を適宜行っております。

原田取締役は、他社において取締役として経営に携わった経験及び知識や、国土交通省等の行政機関で培った建設業界における専門的知識に基づき、客観的な立場から経営の監督と経営全般への助言を行うなど、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。

馬詰取締役は、他社において取締役として経営に携わった経験及び知識に基づき、客観的な立場から経営の監督と経営全般への助言を行うなど、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。

古澤取締役は、他社における豊富な海外経験に加え、経営者として経営に携わった経験及び知識に基づき、客観的な立場から経営の監督と経営全般への助言を行うなど、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。

森取締役は、他社における豊富な海外経験に加え、取締役として経営に携わった経験及び知識に基づき、客観的な立場から経営の監督と経営全般への助言を行うなど、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。

- ②監査役 西原孝治氏、籠池信宏氏
- ア 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
西原監査役はN Jコンポーネント株式会社の代表取締役社長を兼務しておりますが、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- イ 主要取引先等特定関係事業者との関係 なし
- ウ 当事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催された取締役会に対して、西原監査役、籠池監査役共に14回すべてにそれぞれ出席し、経営全般にわたり必要な意見、発言を適宜行っております。また、監査役会に対しては、西原監査役、籠池監査役共に13回すべてにそれぞれ出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 39百万円 |
| ②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計金額 | 39百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬額を含めております。
2. 当社の重要な連結子会社のうち在外子会社であるSHIKOKU INTERNATIONAL CORPORATIONは、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積り等の算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、会計監査人の変更が必要であると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
流動資産	67,668	流動負債	19,109
現金及び預金	23,155	支払手形及び買掛金	7,993
受取手形	1,271	電子記録債務	471
電子記録債権	2,622	短期借入金	2,530
売掛金	13,044	1年内返済予定の長期借入金	2,074
有価証券	15,600	未払費用	1,449
商品及び製品	7,373	未払法人税等	1,849
仕掛品	41	未払消費税等	116
原材料及び貯蔵品	3,689	設備関係支払手形	36
その他	870	設備関係電子記録債務	49
貸倒引当金	△1	その他	2,537
固定資産	46,137	固定負債	13,788
有形固定資産	22,366	長期借入金	11,017
建物及び構築物	5,238	繰延税金負債	295
機械装置及び運搬具	4,136	再評価に係る繰延税金負債	1,008
土地	8,523	役員退職慰労引当金	90
建設仮勘定	3,776	退職給付に係る負債	625
その他	692	資産除去債務	380
無形固定資産	356	株式給付引当金	50
		その他	318
		負債合計	32,897
投資その他の資産	23,414	(純資産の部)	
投資有価証券	22,331	株主資本	72,833
繰延税金資産	319	資本金	6,867
退職給付に係る資産	364	資本剰余金	5,740
その他	403	利益剰余金	60,475
貸倒引当金	△3	自己株式	△250
		その他の包括利益累計額	7,215
		その他有価証券評価差額金	4,853
		土地再評価差額金	2,298
		為替換算調整勘定	32
		退職給付に係る調整累計額	30
		非支配株主持分	859
		純資産合計	80,908
資産合計	113,805	負債・純資産合計	113,805

連結損益計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		54,137
売上原価		31,363
売上総利益		22,774
販売費及び一般管理費		14,374
営業利益		8,400
営業外収益		
受取利息	66	
受取配当金	478	
為替差益	359	
雑収入	65	969
営業外費用		
支払利息	23	
寄付金	50	
雑損失	4	78
経常利益		9,291
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	856	
補助金収入	28	885
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	23	
減損損失	436	
投資有価証券評価損	6	466
税金等調整前当期純利益		9,710
法人税、住民税及び事業税	3,145	
法人税等調整額	△319	2,825
当期純利益		6,884
非支配株主に帰属する当期純利益		6
親会社株主に帰属する当期純利益		6,878

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	60,349	流動負債	18,526
現金及び預金	17,923	買掛金	8,045
受取手形	1,269	電子記録債務	313
電子記録債権	2,619	短期借入金	3,255
売掛金	13,074	1年内返済予定の長期借入金	2,074
有価証券	15,600	未払金	1,957
商品及び製品	6,227	未払費用	924
仕掛品	9	未払法人税等	1,609
原材料及び貯蔵品	2,246	預り金	300
その他	1,378	その他	45
固定資産	44,396	固定負債	13,669
有形固定資産	19,543	長期借入金	11,007
建物	4,030	再評価に係る繰延税金負債	1,008
構築物	252	退職給付引当金	53
機械及び装置	3,599	繰延税金負債	934
工具、器具及び備品	459	株式給付引当金	50
土地	7,384	資産除去債務	298
リース資産	32	その他	315
建設仮勘定	3,763	負債合計	32,196
その他	20	(純資産の部)	
無形固定資産	185	株主資本	65,513
投資その他の資産	24,667	資本金	6,867
投資有価証券	21,679	資本剰余金	5,741
関係会社株式	2,155	資本準備金	5,741
関係会社出資金	60	利益剰余金	53,154
前払年金費用	208	利益準備金	1,133
長期貸付金	312	その他利益剰余金	52,020
その他	251	配当準備積立金	950
貸倒引当金	△0	固定資産圧縮積立金	395
		別途積立金	4,500
		繰越利益剰余金	46,175
		自己株式	△250
		評価・換算差額等	7,035
		その他有価証券評価差額金	4,737
		土地再評価差額金	2,298
資産合計	104,745	純資産合計	72,549
		負債・純資産合計	104,745

損益計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		48,435
売上原価		28,814
売上総利益		19,620
販売費及び一般管理費		12,096
営業利益		7,523
営業外収益		
受取利息	71	
受取配当金	686	
為替差益	359	
雑収入	26	1,144
営業外費用		
支払利息	26	
寄付金	50	
雑損失	8	85
経常利益		8,582
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	856	
補助金収入	28	884
特別損失		
固定資産除却損	20	
減損損失	436	
投資有価証券評価損	6	462
税引前当期純利益		9,004
法人税、住民税及び事業税	2,666	
法人税等調整額	△185	2,480
当期純利益		6,523

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

四国化成工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
高松事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保誉一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中賢治

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、四国化成工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、四国化成工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

四国化成工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ
高 松 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保 誉一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中 賢治

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、四国化成工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は持株会社体制に移行するため、2022年4月28日開催の取締役会において、2023年1月1日付（予定）を効力発生日として、会社の完全子会社である分割準備会社3社との吸収分割契約締結を承認することを決議し、同日に吸収分割契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

四国化成工業株式会社 監査役会

常勤監査役 片山 和彦 ㊟

常勤監査役 田邊 賢次 ㊟

監査役 西原 孝治 ㊟

監査役 籠池 信宏 ㊟

(注) 監査役 西原孝治及び監査役 籠池信宏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

当社グループは、企業理念「独創力」のもと、グループ長期ビジョン「Challenge 1000」を策定し、2030年に実現を目指す姿として『独創力で、“一歩先行く提案”型企業へ』を掲げています。即ち、独創的なアイデアで社会課題を解決し世界をリードする企業として、顧客、従業員、株主、社会の各ステークホルダーに対して価値を提供していくことを目指しています（四方よし）。

また、この目指す姿を実現した際に達成する財務目標を、『売上高1,000億円、営業利益150億円、ROE10%以上』とし、攻めの成長投資を実施し、「積極経営」への転換を図っているところです。

一方で、当社グループを取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染症による影響をはじめとして、変化のスピードが年々加速しており、アフターコロナ、ウィズコロナにおける新しい事業環境への適応、成長が続くグローバル市場で通用する新しい製品、サービスの創出、米中対立に代表される地政学リスクへの備え、さらに加えて、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた脱炭素化の取組みなど、山積する経営課題を着実に解決していく必要があります。

このような状況の中、グループ長期ビジョン「Challenge 1000」の達成に向けて、グループ経営体制の強化と意思決定の迅速化が必要と判断し、持株会社体制に移行することを決断いたしました。

持株会社体制への移行のため、効力発生日を2023年1月1日（予定）として、当社の完全子会社である分割準備会社3社（四国化成工業化学品事業分割準備株式会社、四国化成工業建材事業分割準備株式会社及び四国化成工業シェアードサービス分割準備株式会社（以下、各会社を個別に「承継会社」又は「各承継会社」といいます。)) に対し、当社の化学品事業、建材事業及び間接部門に係る事業を承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を行うため、2022年4月28日付で各承継会社との間で吸収分割契約（以下、総称して「本吸収分割契約」といいます。）を締結いたしました。

本議案は、本吸収分割契約について、ご承認をお願いするものであります。

なお、効力発生日付で当社は「四国化成ホールディングス株式会社」に、四国化成工業化学品事業分割準備株式会社は「四国化成工業株式会社」に、四国化成工業建材事業分割準備株式会社は「四国化成建材株式会社」に、四国化成工業シェアードサービス分割準備株式会社は「四国化成コーポレートサービス株式会社」に、それぞれ商号を変更する予定であります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

本吸収分割契約の内容は次のとおりであります。

(1) 「吸収分割契約書（写）」（四国化成工業化学品事業分割準備株式会社）

吸収分割契約書（写）

四国化成工業株式会社（以下「甲」という。）および四国化成工業化学品事業分割準備株式会社（以下「乙」という。）は、本対象事業（第1条に定義する。以下同じ。）に関して甲が有する権利義務を、乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）について、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割）

本契約の定めに従い、甲は、吸収分割の方法により、甲の化学品事業（以下「本対象事業」という。）に関して有する第3条第1項に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（分割当事会社の商号および住所）

本吸収分割における分割当事会社の商号および住所は、以下のとおりである。

(1) 甲：吸収分割会社

商号：四国化成工業株式会社

（2023年1月1日付で「四国化成ホールディングス株式会社」に商号変更予定）

住所：香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1

(2) 乙：吸収分割承継会社

商号：四国化成工業化学品事業分割準備株式会社

（2023年1月1日付で「四国化成工業株式会社」に商号変更予定）

住所：香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1

第3条（承継する権利義務）

- 乙が、本吸収分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」に記載のとおりとする。
- 前項に基づく甲から乙への債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額を求償することができる。

第4条（本吸収分割の対価）

乙は、本吸収分割に際して乙の普通株式29,000株を発行し、承継対象権利義務の対価として、その全てを甲に対して交付する。

第5条（乙の資本金等の額）

本吸収分割により増加する乙の資本金、資本準備金およびその他資本剰余金の額は以下のとおりとする。ただし、本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）における本対象事業における資産および負債の状態により、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

(1) 資本金 290百万円

(2) 資本準備金 100百万円

(3) その他資本剰余金 株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額

第6条 (効力発生日)

本吸収分割の効力発生日は、2023年1月1日とする。ただし、本吸収分割の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条 (株主総会決議)

甲および乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を開催し、本契約の承認および本吸収分割に必要な事項について、それぞれ株主総会の決議を求める。

第8条 (善管注意義務)

甲および乙は、本契約締結から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務の執行ならびに財産の管理および運営を行うものとし、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第9条 (競業避止義務)

甲は、効力発生日以降においても、乙に対し、本対象事業について競業避止義務を負わない。

第10条 (本吸収分割の条件の変更および本契約の解除)

本契約締結から効力発生日に至るまでの間において、甲または乙の財産状態または経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じまたは明らかとなった場合、またはその他本吸収分割の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲乙協議の上、合意により本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

第11条 (本契約の効力)

本契約は、効力発生日の前日までに、第7条に定める甲または乙の株主総会における本契約の承認が得られなかった場合、または法令に定める関係官庁等の承認が得られなかった場合には、その効力を失うものとする。

第12条 (協議事項)

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に関して必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、合意によりこれを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2022年4月28日

甲：香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1
四国化成工業株式会社
代表取締役社長 兼 C.E.O. 田中 直人 ㊞

乙：香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1
四国化成工業化学品事業分割準備株式会社
代表取締役 田中 直人 ㊞

(別紙)

承継対象権利義務明細表

効力発生日において、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、以下のとおりとする。なお、乙が甲から承継する権利義務のうち資産および債務については、2022年3月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

本対象事業に関して有する以下の資産

(1) 流動資産

現金および預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、商品、製品等、本対象事業に関する流動資産の一切。ただし、短期貸付金を除く。

(2) 固定資産

有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産等、本対象事業に関する固定資産の一切。ただし、甲の本社所在地（香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1）または社員用福利厚生施設に係る土地および建物、上場会社株式、非上場会社（本対象事業において管理する子会社を除く。）の株式または出資持分、社債ならびに長期貸付金を除く。

2. 承継する債務

本対象事業に関して有する以下の負債

(1) 流動負債

買掛金、未払金、未払費用、預り金等、本対象事業に関する流動負債の一切。ただし、支払手形、電子記録債務および短期借入金を除く。

(2) 固定負債

本対象事業に関する固定負債の一切。ただし、長期借入金を除く。

3. 承継する雇用契約等

(1) 効力発生日において本対象事業に主として従事する甲の全従業員との間の雇用契約に関する契約上の地位およびこれらに基づき発生した一切の権利義務。ただし、本吸収分割により乙に承継されないことについて個別に同意した従業員との間の雇用契約に関する契約上の地位およびこれらに基づき発生した一切の権利義務を除く。

(2) 効力発生日において甲とUAゼンセン四国化成労働組合連合会が締結している労働協約のうち、甲とUAゼンセン四国化成労働組合連合会との間で乙に承継することを別途合意した労働協約。

4. 承継する契約（雇用契約を除く。）

本対象事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、ライセンス契約等の知的財産権（ノウハウを含む。以下同じ。）に関する契約その他本対象事業に関する一切の契約（本対象事業以外の事業にも関連する契約については、本対象事業に関連する部分に限る。）に関する契約上の地位およびこれらに基づき発生した一切の権利義務。ただし、甲の契約上の地位の移転に関して、許認可等の再取得が必要な契約のうち、効力発生日までに当該許認可等の再取得が完了できなかった契約、および甲が引き続き保有する必要がある契約を除く。

5. 知的財産権

主として本対象事業に関する一切の知的財産権。

6. 許認可等

本対象事業に関する許可、認可、承認、登録および届出等のうち、法令上承継可能なものの一切。ただし、甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

7. その他

承継対象権利義務のうち、法令その他の規制により承継が困難となるものは、承継対象権利義務から除外する。

以上

(2) 「吸収分割契約書 (写)」 (四国化成工業建材事業分割準備株式会社)

吸収分割契約書 (写)

四国化成工業株式会社 (以下「甲」という。) および四国化成工業建材事業分割準備株式会社 (以下「乙」という。) は、本対象事業 (第1条に定義する。以下同じ。) に関して甲が有する権利義務を、乙に承継させる吸収分割 (以下「本吸収分割」という。) について、以下のとおり吸収分割契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

第1条 (本吸収分割)

本契約の定めに従い、甲は、吸収分割の方法により、甲の建材事業 (以下「本対象事業」という。) に関して有する第3条第1項に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条 (分割当事会社の商号および住所)

本吸収分割における分割当事会社の商号および住所は、以下のとおりである。

(1) 甲：吸収分割会社

商号：四国化成工業株式会社

(2023年1月1日付で「四国化成ホールディングス株式会社」に商号変更予定)

住所：香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1

(2) 乙：吸収分割承継会社

商号：四国化成工業建材事業分割準備株式会社

(2023年1月1日付で「四国化成建材株式会社」に商号変更予定)

住所：香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1

第3条 (承継する権利義務)

1. 乙が、本吸収分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務 (以下「承継対象権利義務」という。) は、別紙「承継対象権利義務明細表」に記載のとおりとする。
2. 前項に基づく甲から乙への債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額を求償することができる。

第4条 (本吸収分割の対価)

乙は、本吸収分割に際して乙の普通株式29,000株を発行し、承継対象権利義務の対価として、その全てを甲に対して交付する。

第5条 (乙の資本金等の額)

本吸収分割により増加する乙の資本金、資本準備金およびその他資本剰余金の額は以下のとおりとする。ただし、本吸収分割がその効力を生ずる日 (以下「効力発生日」という。) における本対象事業における資産および負債の状態により、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

(1) 資本金 290百万円

(2) 資本準備金 100百万円

(3) その他資本剰余金 株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額

第6条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日は、2023年1月1日とする。ただし、本吸収分割の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条（株主総会決議）

甲および乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を開催し、本契約の承認および本吸収分割に必要な事項について、それぞれ株主総会の決議を求める。

第8条（善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務の執行ならびに財産の管理および運営を行うものとし、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第9条（競業避止義務）

甲は、効力発生日以降においても、乙に対し、本対象事業について競業避止義務を負わない。

第10条（本吸収分割の条件の変更および本契約の解除）

本契約締結から効力発生日に至るまでの間において、甲または乙の財産状態または経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じまたは明らかとなった場合、またはその他本吸収分割の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲乙協議の上、合意により本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第7条に定める甲または乙の株主総会における本契約の承認が得られなかった場合、または法令に定める関係官庁等の承認が得られなかった場合には、その効力を失うものとする。

第12条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に関して必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、合意によりこれを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2022年4月28日

甲：香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1
四国化成工業株式会社
代表取締役社長 兼 C.E.O. 田中 直人 ㊟

乙：香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1
四国化成工業建材事業分割準備株式会社
代表取締役 田中 直人 ㊟

(別紙)

承継対象権利義務明細表

効力発生日において、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、以下のとおりとする。なお、乙が甲から承継する権利義務のうち資産および債務については、2022年3月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

本対象事業に関して有する以下の資産

(1) 流動資産

現金および預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、商品、製品等、本対象事業に関する流動資産の一切。ただし、短期貸付金を除く。

(2) 固定資産

有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産等、本対象事業に関する固定資産の一切。ただし、甲の本社所在地（香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1）または社員用福利厚生施設に係る土地および建物、上場会社株式、非上場会社（本対象事業において管理する子会社を除く。）の株式または出資持分、社債ならびに長期貸付金を除く。

2. 承継する債務

本対象事業に関して有する以下の負債

(1) 流動負債

買掛金、未払金、未払費用、預り金等、本対象事業に関する流動負債の一切。ただし、支払手形、電子記録債務および短期借入金を除く。

(2) 固定負債

本対象事業に関する固定負債の一切。ただし、長期借入金を除く。

3. 承継する雇用契約等

(1) 効力発生日において本対象事業に主として従事する甲の全従業員との間の雇用契約に関する契約上の地位およびこれらに基づき発生した一切の権利義務。ただし、本吸収分割により乙に承継されないことについて個別に同意した従業員との間の雇用契約に関する契約上の地位およびこれらに基づき発生した一切の権利義務を除く。

(2) 効力発生日において甲とUAゼンセン四国化成労働組合連合会が締結している労働協約のうち、甲とUAゼンセン四国化成労働組合連合会との間で乙に承継することを別途合意した労働協約。

4. 承継する契約（雇用契約を除く。）

本対象事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、ライセンス契約等の知的財産権（ノウハウを含む。以下同じ。）に関する契約その他本対象事業に関する一切の契約（本対象事業以外の事業にも関連する契約については、本対象事業に関連する部分に限る。）に関する契約上の地位およびこれらに基づき発生した一切の権利義務。ただし、甲の契約上の地位の移転に関して、許認可等の再取得が必要な契約のうち、効力発生日までに当該許認可等の再取得が完了できなかった契約、および甲が引き続き保有する必要がある契約を除く。

5. 知的財産権

主として本対象事業に関する一切の知的財産権。

6. 許認可等

本対象事業に関する許可、認可、承認、登録および届出等のうち、法令上承継可能なものの一切。ただし、甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

7. その他

承継対象権利義務のうち、法令その他の規制により承継が困難となるものは、承継対象権利義務から除外する。

以上

(3) 「吸収分割契約書（写）」（四国化成工業シェアードサービス分割準備株式会社）

吸収分割契約書（写）

四国化成工業株式会社（以下「甲」という。）および四国化成工業シェアードサービス分割準備株式会社（以下「乙」という。）は、本対象事業（第1条に定義する。以下同じ。）に関して甲が有する権利義務を、乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）について、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割）

本契約の定めに従い、甲は、吸収分割の方法により、甲の間接部門に係る事業（以下「本対象事業」という。）に関して有する第3条第1項に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（分割当事会社の商号および住所）

本吸収分割における分割当事会社の商号および住所は、以下のとおりである。

(1) 甲：吸収分割会社

商号：四国化成工業株式会社

（2023年1月1日付で「四国化成ホールディングス株式会社」に商号変更予定）

住所：香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1

(2) 乙：吸収分割承継会社

商号：四国化成工業シェアードサービス分割準備株式会社

（2023年1月1日付で「四国化成コーポレートサービス株式会社」に商号変更予定）

住所：香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1

第3条（承継する権利義務）

- 乙が、本吸収分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」に記載のとおりとする。
- 前項に基づく甲から乙への債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額を求償することができる。

第4条（本吸収分割の対価）

乙は、本吸収分割に際して乙の普通株式9,000株を発行し、承継対象権利義務の対価として、その全てを甲に対して交付する。

第5条（乙の資本金等の額）

本吸収分割により増加する乙の資本金、資本準備金およびその他資本剰余金の額は以下のとおりとする。ただし、本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）における本対象事業における資産および負債の状態により、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

(1) 資本金 90百万円

(2) 資本準備金 100百万円

(3) その他資本剰余金 株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額

第6条 (効力発生日)

本吸収分割の効力発生日は、2023年1月1日とする。ただし、本吸収分割の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条 (株主総会決議)

甲および乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を開催し、本契約の承認および本吸収分割に必要な事項について、それぞれ株主総会の決議を求める。

第8条 (善管注意義務)

甲および乙は、本契約締結から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務の執行ならびに財産の管理および運営を行うものとし、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第9条 (競業避止義務)

甲は、効力発生日以降においても、乙に対し、本対象事業について競業避止義務を負わない。

第10条 (本吸収分割の条件の変更および本契約の解除)

本契約締結から効力発生日に至るまでの間において、甲または乙の財産状態または経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じまたは明らかとなった場合、またはその他本吸収分割の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲乙協議の上、合意により本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

第11条 (本契約の効力)

本契約は、効力発生日の前日までに、第7条に定める甲または乙の株主総会における本契約の承認が得られなかった場合、または法令に定める関係官庁等の承認が得られなかった場合には、その効力を失うものとする。

第12条 (協議事項)

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に関して必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、合意によりこれを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2022年4月28日

甲：香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1
四国化成工業株式会社
代表取締役社長 兼 C.E.O. 田中 直人 ㊞

乙：香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1
四国化成工業シェアードサービス分割準備株式会社
代表取締役 田中 直人 ㊞

(別紙)

承継対象権利義務明細表

効力発生日において、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、以下のとおりとする。なお、乙が甲から承継する権利義務のうち資産および債務については、2022年3月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

本対象事業に関して有する以下の資産

(1) 流動資産

現金および預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、商品、製品等、本対象事業に関する流動資産の一切。ただし、短期貸付金を除く。

(2) 固定資産

有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産等、本対象事業に関する固定資産の一切。ただし、甲の本社所在地（香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1）または社員用福利厚生施設に係る土地および建物、上場会社株式、非上場会社（本対象事業において管理する子会社を除く。）の株式または出資持分、社債ならびに長期貸付金を除く。

2. 承継する債務

本対象事業に関して有する以下の負債

(1) 流動負債

買掛金、未払金、未払費用、預り金等、本対象事業に関する流動負債の一切。ただし、支払手形、電子記録債務および短期借入金を除く。

(2) 固定負債

本対象事業に関する固定負債の一切。ただし、長期借入金を除く。

3. 承継する雇用契約等

(1) 効力発生日において本対象事業に主として従事する甲の全従業員との間の雇用契約に関する契約上の地位およびこれらに基づき発生した一切の権利義務。ただし、本吸収分割により乙に承継されないことについて個別に同意した従業員との間の雇用契約に関する契約上の地位およびこれらに基づき発生した一切の権利義務を除く。

(2) 効力発生日において甲とUAゼンセン四国化成労働組合連合会が締結している労働協約のうち、甲とUAゼンセン四国化成労働組合連合会との間で乙に承継することを別途合意した労働協約。

4. 承継する契約（雇用契約を除く。）

本対象事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、ライセンス契約等の知的財産権（ノウハウを含む。以下同じ。）に関する契約その他本対象事業に関する一切の契約（本対象事業以外の事業にも関連する契約については、本対象事業に関連する部分に限る。）に関する契約上の地位およびこれらに基づき発生した一切の権利義務。ただし、甲の契約上の地位の移転に関して、許認可等の再取得が必要な契約のうち、効力発生日までに当該許認可等の再取得が完了できなかった契約、および甲が引き続き保有する必要がある契約を除く。

5. 知的財産権

主として本対象事業に関する一切の知的財産権。

6. 許認可等

本対象事業に関する許可、認可、承認、登録および届出等のうち、法令上承継可能なものの一切。ただし、甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

7. その他

承継対象権利義務のうち、法令その他の規制により承継が困難となるものは、承継対象権利義務から除外する。

以上

3. 会社法施行規則第183条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 分割対価の相当性に関する事項

① 交付する株式数に関する事項

各承継会社は、本吸収分割に際して、次のとおり新たに普通株式を発行し、そのすべてを吸収分割会社である当社に割当交付します。各承継会社は、いずれも当社の完全子会社であり、かつ、本吸収分割に際して各承継会社が新たに発行する株式のすべてが当社に交付されること、各承継会社が交付する株式数については、当社と各承継会社との間で協議のうえ決定しており、相当であると判断しております。

承継会社の名称	本吸収分割に際して発行する株式の数
四国化成工業化学品事業分割準備株式会社	29,000株
四国化成工業建材事業分割準備株式会社	29,000株
四国化成工業シェアードサービス分割準備株式会社	9,000株

② 資本金及び準備金の額に関する事項

本吸収分割により増加する各承継会社の資本金及び準備金の額は次のとおりであり、本吸収分割後における各承継会社の事業内容及び当社から承継する資産及び負債に照らして相当であると判断しております。

承継会社の名称	資本金	資本準備金	利益準備金
四国化成工業化学品事業分割準備株式会社	290百万円	100百万円	0円
四国化成工業建材事業分割準備株式会社	290百万円	100百万円	0円
四国化成工業シェアードサービス分割準備株式会社	90百万円	100百万円	0円

(2) 分割に係る新株予約権の定めの内容の相当性に関する事項

該当事項はありません。

(3) 各承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

各承継会社は、2022年1月11日に成立した会社であるため、確定した最終事業年度はありません。各承継会社の成立の日における貸借対照表の内容は次のとおりであります。

① 四国化成工業化学品事業分割準備株式会社

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産		株主資本	
現金及び預金	10	資本金	10
資産合計	10	負債・純資産合計	10

② 四国化成工業建材事業分割準備株式会社 (単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産		株主資本	
現金及び預金	10	資本金	10
資産合計	10	負債・純資産合計	10

③ 四国化成工業シェアードサービス分割準備株式会社 (単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産		株主資本	
現金及び預金	10	資本金	10
資産合計	10	負債・純資産合計	10

(4)各承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

いずれも該当事項はありません。

(5)当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

第2号議案 定款一部変更の件（1）

1. 提案の理由

当社は、第1号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、持株会社体制に移行する予定であります。これに伴い、当社の商号を「四国化成ホールディングス株式会社」に変更し、事業目的を持株会社としての経営管理等に変更を行うため、現行定款の第1条（商号）及び第2条（目的）を変更するものであります。また、第1号議案が原案どおり承認可決されること及び同議案の吸収分割契約に基づく吸収分割の効力発生を条件として、当該吸収分割の効力発生日にこれらの変更の効力が生ずる旨の附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（商 号）</p> <p>第1条 当社は、<u>四国化成工業株式会社</u>と称し、英文では、<u>SHIKOKU CHEMICALS CORPORATION</u>と表示する。</p> <p>（目 的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 各種化学工業薬品、医薬品、医薬部外品、化学肥料、農薬の製造、加工及び販売</p> <p>2. 各種建築土木資材、住宅・店舗用製品の製造、加工及び販売並びに関連施設の設計、施工</p> <p>3. ～17.（条文省略）</p> <p>18. 前各号に付帯する一切の事業</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>（商 号）</p> <p>第1条 当社は、<u>四国化成ホールディングス株式会社</u>と称し、英文では、<u>SHIKOKU KASEI HOLDINGS CORPORATION</u>と表示する。</p> <p>（目 的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、<u>当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。</u></p> <p>1. 各種化学工業薬品、医薬品、医薬部外品、化学肥料、<u>農薬の研究開発、製造、加工及び販売</u></p> <p>2. 各種建築土木資材、住宅・店舗用製品の<u>企画、開発、製造、加工及び販売並びに関連施設の設計、施工</u></p> <p>3. ～17.（現行どおり）</p> <p>18. 前各号に付帯又は関連する一切の事業</p> <p><u>② 当社は、前項各号及びこれに付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>(吸収分割に関する経過措置)</u></p> <p>第1条及び第2条の変更は、第102回定時株主総会に付議される吸収分割契約承認の件が原案どおり承認可決されること及び上記吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が発生することを条件として、<u>2023年1月1日に効力を生ずるものとする。</u>なお、本条は、上記の定款変更の効力発生後、これを削除する。</p>

第3号議案 定款一部変更の件（2）

1. 提案の理由

- (1) 国際的な財務・経営情報の比較可能性の向上や、将来予想される海外展開に備えること、また業務繁忙期と次年度の事業計画策定期の重複を避けてより効率的な事業運営を図ることを目的として、現行定款の第38条を変更し、事業年度を毎年1月1日から12月31日までの1年間とするとともに、現行定款第12条、第14条及び第40条につき、これに伴う所要の変更を行うものであります。また、事業年度の変更に伴う経過措置として附則を設けるものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。また、現行定款の第16条である株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(招 集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年 <u>6</u> 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	(招 集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年 <u>3</u> 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
(定時株主総会の基準日) 第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3</u> 月31日とする。	(定時株主総会の基準日) 第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>12</u> 月31日とする。
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、 <u>法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(事業年度) 第38条 当社の事業年度は、毎年<u>4</u>月1日から<u>翌</u> <u>年3</u>月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3</u>月31 日とする。 ② 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>9</u>月30日と する。 ③ (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等) <u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総 会参考書類等の内容である情報について、電子提 供措置をとるものとする。 ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省 令で定めるものの全部又は一部について、議決権 の基準日までに書面交付請求した株主に対して交 付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(事業年度) 第38条 当社の事業年度は、毎年<u>1</u>月1日から<u>12</u> 月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>12</u>月31 日とする。 ② 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>6</u>月30日と する。 ③ (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(事業年度変更に関する経過措置) ① <u>第38条の規定にかかわらず、第103期事業年度</u> <u>は、2022年4月1日から2022年12月31日までの</u> <u>9カ月間とする。</u> ② <u>第40条第2項の規定にかかわらず、第103期事業</u> <u>年度の中間配当の基準日は9月30日とする。</u> ③ <u>本条は、第103期事業年度の末日を経過後、これ</u> <u>を削除する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>① <u>変更前定款第16条の削除及び変更後定款第16条の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本条は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第4号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

た 田	なか 中	なお 直	と 人	生年月日 1952年7月29日生	所有する当社株式の数 株式報酬制度に基づく交付予定株式の数	152,600株 13,925株	再任
---------------	----------------	----------------	---------------	---------------------	----------------------------------	---------------------	-----------

略歴、当社における地位及び担当

1975年4月	当社入社	2009年3月	当社取締役常務執行役員建材事業担当
1996年3月	当社無機化成品営業部長	2013年3月	当社取締役専務執行役員建材事業担当
2002年6月	当社執行役員建材事業東日本営業統括	2016年6月	当社代表取締役副社長執行役員建材事業担当
2003年3月	当社執行役員企画・管理部門企画統括	2018年6月	当社代表取締役社長兼C.E.O.（現任）
2005年3月	当社執行役員建材事業担当		
2005年6月	当社取締役執行役員建材事業担当兼幕張支社長	重要な兼職の状況	
2006年6月	当社取締役常務執行役員建材事業担当兼幕張支社長	日本硫炭工業株式会社	代表取締役会長

取締役候補者とした理由

当社において化学品事業、建材事業、経営企画部門の管理職や執行役員を務め、2005年に取締役に就任後、2016年に代表取締役に就任し、現在代表取締役社長兼C.E.O.を務めております。経営全般の管理・監督機能を長年担っており、その豊富な経験と知識から、今後も取締役としての職務遂行を適切に行えるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

まつ 松	ばら 原	じゅん 純	生年月日 1954年1月4日生	所有する当社株式の数 株式報酬制度に基づく交付予定株式の数	34,400株 6,958株	再任
----------------	----------------	-----------------	--------------------	----------------------------------	-------------------	-----------

略歴、当社における地位及び担当

1976年4月	当社入社	2019年6月	当社取締役常務執行役員化学品営業本部長
2000年3月	当社化学品事業物流購買部長	2022年4月	当社取締役常務執行役員化学品事業本部長（現任）
2001年6月	当社化学品事業業務推進部長		
2005年6月	当社化学品事業業務統括	重要な兼職の状況	
2007年6月	当社執行役員化学品事業業務統括	日本硫炭工業株式会社	代表取締役社長
2011年6月	当社常勤監査役		

取締役候補者とした理由

当社において主に化学品事業に携わり、2019年から取締役に就任しており、現在取締役常務執行役員を務めております。化学品事業を中心として経営全般の管理・監督機能を担っており、その豊富な経験と知識から、今後も取締役としての職務遂行を適切に行えるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

わた 渡	なべ 邊	みつ 充	のり 範	生年月日 1957年7月11日生	所有する当社株式の数 株式報酬制度に基づく交付予定株式の数	50,400株 6,958株	再任
----------------	----------------	----------------	----------------	---------------------	----------------------------------	-------------------	-----------

略歴、当社における地位及び担当

1980年4月	当社入社	2017年3月	当社取締役執行役員企画・管理担当補佐
2002年3月	当社経営企画室長	2018年2月	当社取締役執行役員企画・管理担当補佐兼大阪支社長
2013年6月	当社執行役員経営企画室長	2019年3月	当社取締役執行役員企画本部長
2014年6月	当社取締役執行役員経営企画・秘書統括	2019年6月	当社取締役常務執行役員企画本部長
2016年6月	当社取締役執行役員経営企画統括	2022年4月	当社取締役常務執行役員企画事業推進本部長（現任）

取締役候補者とした理由

当社において主に経営企画部門に携わり、2014年から取締役に就任しており、現在取締役常務執行役員を務めております。経営企画部門を中心として経営全般の管理・監督機能を担っており、その豊富な経験と知識から、今後も取締役としての職務遂行を適切に行えるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

はま 濱	ざき 崎	まこと 誠	生年月日 1958年1月27日生	所有する当社株式の数 株式報酬制度に基づく交付予定株式の数	42,300株 3,893株	再任
----------------	----------------	-----------------	---------------------	----------------------------------	-------------------	-----------

略歴、当社における地位及び担当

1980年4月	当社入社	2015年3月	当社執行役員丸亀工場長
2002年3月	当社技術部長	2018年6月	当社取締役執行役員生産・技術担当兼丸亀工場長
2004年9月	当社徳島工場副工場長	2019年3月	当社取締役執行役員生産・技術本部長
2008年3月	当社丸亀工場副工場長	2022年4月	当社取締役執行役員化学品事業本部副本部長 兼生産・技術担当（現任）
2012年6月	当社丸亀工場長		

取締役候補者とした理由

当社において生産・技術部門に携わり、2018年から取締役に就任しており、現在取締役執行役員を務めております。生産・技術部門を中心として経営全般の管理・監督機能を担っており、その豊富な経験と知識から、今後も取締役としての職務遂行を適切に行えるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

ま 眞	なべ 鍋	よし 宣	のり 訓	生年月日 1964年6月7日生	所有する当社株式の数 株式報酬制度に基づく交付予定株式の数	18,000株 3,893株	再任
---------------	----------------	----------------	----------------	--------------------	----------------------------------	-------------------	-----------

略歴、当社における地位及び担当

1988年4月	当社入社	2019年3月	当社執行役員事業推進本部副本部長
2005年3月	当社建材事業物流購買部長	2019年6月	当社取締役執行役員事業推進本部長
2017年3月	当社執行役員建材事業営業統括	2022年4月	当社取締役執行役員企画事業推進本部副本部長（現任）
2018年6月	当社執行役員建材事業担当補佐兼営業統括		

取締役候補者とした理由

当社において建材事業に携わり、2019年から取締役に就任しており、現在取締役執行役員を務めております。事業推進部門を中心として経営全般の管理・監督機能を担っており、その豊富な経験と知識から、今後も取締役としての職務遂行を適切に行えるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号
6

えん 遠	じょ 所	ひろし 裕	生年月日 1958年12月15日生	所有する当社株式の数 株式報酬制度に基づく交付予定株式の数	21,300株 3,893株	再任
----------------	----------------	-----------------	----------------------	----------------------------------	-------------------	-----------

略歴、当社における地位及び担当

1990年 8 月	当社入社	2018年 6 月	当社執行役員建材事業開発統括
2013年 6 月	当社エクステリア開発チームリーダー	2019年 3 月	当社執行役員建材事業本部副本部長兼開発統括
2017年 3 月	当社建材事業開発統括	2019年 6 月	当社取締役執行役員建材事業本部長（現任）

取締役候補者とした理由

当社において建材事業に携わり、2019年から取締役に就任しており、現在取締役執行役員を務めております。建材事業を中心として経営全般の管理・監督機能を担っており、その豊富な経験と知識から、今後も取締役としての職務遂行を適切に行えるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号
7

ひら 平	お 尾	ひろ 浩	ひこ 彦	生年月日 1961年10月30日生	所有する当社株式の数 株式報酬制度に基づく交付予定株式の数	25,200株 2,908株	再任
----------------	---------------	----------------	----------------	----------------------	----------------------------------	-------------------	-----------

略歴、当社における地位及び担当

1986年 4 月	当社入社	2019年 3 月	当社執行役員化学品研究・開発本部研究・開発統括 兼表面化学材料チームリーダー兼R&Dセンター所長
2002年 6 月	当社電子化学材料チームリーダー	2020年 3 月	当社執行役員化学品研究・開発本部研究・開発統括 兼R&Dセンター所長
2015年 3 月	当社執行役員化学品研究・開発統括 兼電子化学材料チームリーダー	2021年 4 月	当社執行役員化学品研究・開発本部長
2017年 6 月	当社執行役員化学品研究・開発統括 兼電子化学材料チームリーダー兼R&Dセンター所長	2021年 6 月	当社取締役執行役員化学品研究・開発本部長
2018年 3 月	当社執行役員化学品研究・開発統括 兼表面化学材料チームリーダー兼R&Dセンター所長	2022年 4 月	当社取締役執行役員化学品事業本部副本部長 兼研究開発担当（現任）

取締役候補者とした理由

当社において研究開発部門に携わり、2021年から取締役に就任しており、現在取締役執行役員を務めております。研究開発部門を中心として経営全般の管理・監督機能を担っており、その豊富な経験と知識から、今後も取締役としての職務遂行を適切に行えるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

8

井 出 浩 孝

生年月日
1960年3月22日生所有する当社株式の数
株式報酬制度に基づく交付予定株式の数
36,600株
2,080株

新任

略歴、当社における地位及び担当

1990年2月	当社入社	2017年6月	当社執行役員化学品事業担当補佐
2001年3月	SHIKOKU INTERNATIONAL CORPORATION Vice President, Marketing	2018年6月	当社執行役員化学品事業担当補佐兼募張支社長
2003年6月	SHIKOKU INTERNATIONAL CORPORATION President & C.O.O.	2019年3月	当社執行役員化学品営業本部副本部長兼募張支社長
2007年3月	当社有機化成品営業部長	2022年4月	当社執行役員化学品事業本部営業統括兼募張支社長（現任）
2014年3月	当社業務推進部長	重要な兼職の状況	
2015年3月	当社執行役員化学品事業有機・米州統括	SHIKOKU INTERNATIONAL CORPORATION Chairman & C.E.O.	

取締役候補者とした理由

当社において化学品事業に携わり、2015年から執行役員を務めております。化学品事業で培った当社の業務に関する豊富な経験と知識を活かして、化学品事業を中心として経営全般の管理・監督機能を担えと期待できることから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

9

原 田 秀 逸

生年月日
1953年11月10日生所有する当社株式の数
400株

再任

略歴、当社における地位及び担当

1976年4月	建設省（現 国土交通省）入省	2013年9月	一般財団法人日本デジタル道路地図協会参与
1998年7月	同省関東地方建設局用地部長	2016年6月	J Bハイウェイサービス株式会社代表取締役社長
2001年1月	国土交通省総合政策局国土環境・調整課長	2020年6月	当社取締役（現任）
2002年7月	日本下水道事業団企画総務部長		
2004年4月	同事業団経営企画部長		
2005年8月	衆議院事務局調査局国土交通調査室首席調査員		
2007年7月	同局決算行政監視調査室首席調査員		
2011年6月	本州四国連絡高速道路株式会社 取締役常務執行役員		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

他社において取締役として経営に携わった経験及び知識や、国土交通省等の行政機関で培った建設業界における専門的知識を活かして、客観的な立場から経営の意思決定に参画していただくと期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

うま つめ のり ひこ
馬 詰 憲 彦 生年月日 1958年11月16日生 所有する当社株式の数 200株 **再任**

略歴、当社における地位及び担当

1983年 4月	日本生命保険相互会社入社	2018年 3月	同社常務執行役員代理店営業本部長 兼金融法人副本部長
2005年 3月	同社青山支社長	2019年 3月	同社常務執行役員代理店営業本部長
2007年 3月	同社日本橋支社長	2020年 3月	ニッセイ保険エージェンシー株式会社顧問
2010年 3月	同社新宿支社長	2020年 4月	同社代表取締役社長（現任）
2012年 3月	同社支配人営業教育部長 兼拠点長ビジネススクール室長兼はつらつ育成推進室長	2021年 6月	当社取締役（現任）
2013年 3月	同社執行役員営業教育部長 兼拠点長ビジネススクール室長		
2014年 3月	同社執行役員近畿営業本部長 兼本店法人営業副本部長（近畿）		
2017年 3月	同社常務執行役員近畿営業本部長 兼本店法人営業副本部長（近畿）		

重要な兼職の状況

ニッセイ保険エージェンシー株式会社 代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

他社において取締役として経営に携わった経験及び知識を活かして、客観的な立場から経営の意思決定に参画していただけること期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

10

ふる さわ みのる
古 澤 実 生年月日 1959年 3月25日生 所有する当社株式の数 0株 **再任**

略歴、当社における地位及び担当

1981年 4月	三菱商事株式会社入社	2018年 7月	株式会社バルカー参事海外統括部長付
2002年 5月	同社シンガポール支店化学品部長	2019年 1月	株式会社バルカーアメリカ社長
2004年 5月	独国三菱商事会社化学品部長 兼欧州三菱商事会社化学品部門担当	2019年 4月	株式会社バルカー執行役員米国事業統括 兼株式会社バルカーアメリカ社長
2009年 4月	三菱商事株式会社機能性ポリマーユニットマネージャー	2020年11月	株式会社バルカー執行役員海外統括本部副本部長
2010年 4月	同社無機化学品部長	2021年 6月	当社取締役（現任）
2011年 4月	泰国三菱商事会社社長 泰MC商事会社社長		
2014年 4月	三菱商事株式会社理事欧州アフリカ統括補佐 ロシア三菱商事会社社長		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

他社における豊富な海外経験に加え、経営者として経営に携わった経験及び知識を活かして、客観的な立場から経営の意思決定に参画していただけること期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

11

もり
森きよし
清生年月日
1960年4月7日生

所有する当社株式の数

200株

再任

略歴、当社における地位及び担当

1984年4月	三井物産株式会社入社	2014年3月	三井物産（広東）貿易有限公司董事・総経理
2002年1月	三井物産（上海）貿易有限公司金属第二部長	2017年4月	三井物産メタルズ株式会社代表取締役社長
2005年2月	三井物産株式会社石炭・原子燃料部石炭第二室長	2021年6月	当社取締役（現任）
2007年7月	内蒙古オールドス電力冶金有限公司副総経理		
2011年10月	三井物産株式会社合金鉄部長		
2012年4月	同社中国事業部長		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

他社における豊富な海外経験に加え、取締役として経営に携わった経験及び知識を活かして、客観的な立場から経営の意思決定に参画していただけると期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数及び株式報酬制度に基づく交付予定株式の数は、2022年3月末現在の状況を記載しております。なお、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数は、信託を用いた株式報酬制度に基づき、各候補者に付与されているポイントの数に相当する、今後交付予定の株式の数をご参考としてお示ししているものであります。
3. 原田秀逸氏、馬詰憲彦氏、古澤実氏及び森清氏は、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社は原田秀逸氏、馬詰憲彦氏、古澤実氏及び森清氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 原田秀逸氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結時をもって2年となります。また、馬詰憲彦氏、古澤実氏及び森清氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結時をもって1年となります。
5. 当社は、原田秀逸氏、馬詰憲彦氏、古澤実氏及び森清氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度とする旨の責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害等を填補することとしております（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当する場合は除く。）。各候補者が取締役として選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

本総会後の役員の構成（予定）及びスキルマトリックス

	氏名	特に期待する知識・経験・能力等						
		経営・事業戦略	ESG	営業・マーケティング・調達	研究開発・技術・生産	財務・会計	労務・法務・リスク管理	国際性
取締役	田中直人 再任	●	●	●		●		●
	松原純 再任	●	●	●		●	●	
	渡邊充範 再任	●	●			●		
	濱崎誠 再任	●	●		●		●	
	眞鍋宣訓 再任	●	●	●		●	●	
	遠所裕 再任	●	●	●	●			
	平尾浩彦 再任	●	●		●		●	
	井出浩孝 新任	●	●	●				●
	原田秀逸 再任 独立 社外	●	●				●	
	馬詰憲彦 再任 独立 社外	●	●	●				
古澤実 再任 独立 社外	●	●	●				●	
森清 再任 独立 社外	●	●	●				●	
監査役	片山和彦		●			●		●
	田邊賢次		●			●		
	西原孝治 独立 社外		●				●	●
	籠池信宏 独立 社外		●			●	●	

※各役員の有するすべての知識・経験・能力等を表すものではありません。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

みず 水	の	たけ 野	お 武	夫	生年月日 1941年11月7日生	所有する当社株式の数	2,000株
----------------	---	----------------	---------------	---	---------------------	------------	--------

略歴

1968年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）

1998年5月 共栄法律事務所パートナー（現任）

2001年4月 大阪弁護士会会長
近畿弁護士会連合会理事長
日本弁護士連合会副会長

重要な兼職の状況

公益財団法人 日本センチュリー交響楽団 理事
株式会社ODKソリューションズ 社外取締役
株式会社法律文化社 社外取締役

補欠の社外監査役候補者とした理由

弁護士としての専門的知見並びに企業法務に関する豊富な経験を、当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者の所有する当社株式の数は、2022年3月末現在の状況を記載しております。
3. 水野武夫氏は、社外監査役の補欠として選任をお願いするものであります。なお、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 水野武夫氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害等を填補することとしております（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当する場合は除く。）。水野武夫氏が社外監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会 場 香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1
四国化成工業株式会社 本社6階ホール

電 話 (0877) 22-4111

※JR丸亀駅(南口)より送迎車を運行いたしますのでご利用ください。
出発時刻は、9時30分でございます。

【新型コロナウイルス感染症対策に向けたお願い】

本株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会当日のご自身の体調に充分ご留意のうえ、マスクをご持参・ご着用いただくなど、感染症対策へのご協力をお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、本株主総会において必要な感染防止策を実施します。その詳細につきましては、当社ウェブサイト(<https://www.shikoku.co.jp/news>)に掲載しておりますのでご参照ください。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、同ウェブサイトでお知らせしますのでご確認くださいませようお願い申し上げます。



 四国化成工業株式会社

〒763-8504 香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1 TEL.0877-22-4111
URL <https://www.shikoku.co.jp>



UD FONT
by MORISAWA